

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年6月23日～2022年6月29日)

令和4年(2022年)7月1日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 カチンスキ「法と正義」(PiS)党首インタビュー トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首インタビュー 「法と正義」(PiS)の構造改革 モラヴィエツキ首相の欧州理事会出席 ドゥダ大統領のウクライナとモルドバへのEU加盟候補国の地位付与決定に対するコメント 対空ミサイルの追加調達 掃海艦の追加建造 米第5軍団常設司令部のポーランドへの配備								【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 ポーランド当局がウクライナ・ナンバー車両の取締りに苦慮との報道								
経済 ブダ開発・技術大臣による今後のポーランド経済発展の見通し ポーランド開発基金総裁による経済予測 鉄道分野の協力に関する覚書を締結 マワシェヴィツェ・ターミナルの拡張 PKN Orlen がポーランド初の水素補給ステーションを開設 ポーランドは再生可能エネルギーのEU目標を上回る 航空管制官の労働争議の終結								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 第26回参議院議員通常選挙に伴う在外公館投票の実施について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp								

政治
内政

カチンスキ「法と正義」(PiS)党首インタビュー【24日】

24日、ポルスカ・ザ・タイムズ紙は、カチンスキ「法と正義」(PiS)党首のインタビュー記事を掲載した。同党首は、2025年に行われるPiS党首選挙には出馬しない意向を明らかにし、2023年議会選挙で当選すれば、一般の議員として活動すると述べた。

トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首インタビュー【28日】

28日、ガゼタ・ヴィボルチャ紙は、トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首のインタビュー記事を掲載した。同党首は、2023年に行われる次期議会選挙で他の野党とともに、または単独であったとしても、「法と正義」(PiS)を打ち倒し、勝利を収めると約束した。また、同党首は、野党統一候補者リストこそが選挙での勝利に繋がると述べ、ホウオヴニア「ポーランド2050」代表やコシニャク＝カミシュ「農民党」(PSL)党首、チャジャスティ「新左派」共同代表に協力

するよう説得すると語った。さらに、同党首は、7月2日にラドムで開かれる党大会を勝利に向けた行進の始まりとして扱っている。加えて、同党首は、法の支配を回復することこそ、ポーランドでの最初かつ最も重要な仕事のひとつであると述べた。

「法と正義」(PiS)の構造改革【28日】

28日、「法と正義」(PiS)政治委員会は、同党の組織構造の改革を実施する決定を下した。7月1日以降、これまで41区とされていた党区を94区に分け、それぞれの党区に全権委員が設けられることになる。また、全権委員は、党務と国家の要職とを兼務することを禁じられた。さらに、それぞれの県に管理監督者が設置され、地方での同党の活動を管理・監督することになった。例えば、モラヴィエツキ首相はシロンスキエ県の、ヴィテク下院議長はドルノシロンスキエ県の管理監督者に就任する。

外交・安全保障

モラヴィエツキ首相の欧州理事会出席【23日～24日】

23日から24日にかけて、モラヴィエツキ首相が欧州理事会に出席した。欧州理事会では、各国首脳はウクライナとモルドバにEU加盟候補国の地位を与えることを決定した。同首相は、特にウクライナでの戦争に関して、「これらの国々のEU加盟への道筋において非常に重要な一歩である。ポーランドは、自由、主権、安全保障、欧州における平和の回復をかけた、ロシアの野蛮かつ獣のような侵略との戦いにおいて、ウクライナと肩を並べている」と強調した。

また、欧州理事会ではウクライナに対する90億ユーロの資金援助が承認された。「ウクライナは戦争状態にあり、看護師、教師、警察官、国境警備隊、その他多くの公共サービスに給与を支払うための財源がない」とモラヴィエツキ首相は説明した。さらに、欧州理事会の結論には、ウクライナへの軍事援助に関する規定も含まれていると付言し、ポーランド、アメリカ、イギリス及びバルト三国による支援について言及した。そのほか、ロシアが引き金となったエネルギー危機についても議論され、モラヴィエツキ首相は、天然資源はプーチンの手中にある武器になっていると評価した。同首相によれば、ロシア産ガスの代替手段は石炭であり、「石炭の採掘を増やしたいと考えており、秋と冬のエネルギー危機を防ぐために今日既に実行している」と述べた。

ドゥダ大統領のウクライナとモルドバへのEU加盟候補国の地位付与決定に対するコメント【23日】

23日、ドゥダ大統領は、欧州理事会の開催を受けて、「欧州理事会は、ウクライナとモルドバにEU加盟候補国の地位を付与することを決定した。これは素晴らしいニュースである。おめでとう！ウクライナとモルドバの加盟申請を積極的にサポートしてきた私たちは、共に喜んでいる。EUの扉は、望む社会に対して開かれているべきである。ウクライナの防衛者たちに栄光あれ！」とツイートした。

対空ミサイルの追加調達【6月23日】

23日、ブワシュチャク国防大臣は、ポーランドの防衛企業「Mesko」と携帯対空ミサイル「Piorun」の追加調達に関する契約に署名したことを明らかにした。本ミサイルは、ウクライナに供与され戦場で使用されており、十分な能力を有していると評価されている。契約では、ミサイル3,500発及び発射機600基が調達され、今年中に配備が開始される。

掃海艦の追加建造【6月26日】

26日、ブワシュチャク国防大臣は、「Kormoran II」級掃海艦を3隻追加建造する契約を承認したことを明らかにした。本級掃海艦は、既に1隻が就役、2隻が建造中であり、ポーランドの造船所で建造される。

米第5軍団常設司令部のポーランドへの配備【6月29日】

29日、ブワシュチャク国防大臣は、マドリッドでのNATO首脳会合のセッションの後「フィンランドとスウェーデンのNATO加盟と、米第5軍団の常設司令

部のポーランドへの配備に対する同意は、ポーランドと東欧地域の安全にとって重要な決定だ。」と述べた。配備される司令部の任務は、NATO東方の米地

上部隊を指揮することで、隷下部隊は本司令部から指揮される事になる。

治 安 等

ポーランド当局がウクライナ・ナンバー車両の取締りに苦慮との報道【27日】

27日、ジェチポスポリタ紙は、EU域外の運転手がポーランドで道路交通法に違反していても罰することができない状態が続いていると報じた。同紙によると、ロシアによるウクライナ侵略が始まった本年2月24日以降、CANARD(速度違反や信号無視を自動で取り締まる装置)に記録されたウクライナ・ナン

バー車両による違反が25,800件記録されている一方、ポーランド当局はEU域外で車両登録された運転手の情報にアクセスすることができないため、違反者を取り締まることができないという。EUにおいては、加盟国間の情報交換を促進するEU指令があるものの、ウクライナ、ベラルーシ、ロシアは加盟国ではないため、情報交換の対象国になっていない。

経 済

経済政策

ブダ開発・技術大臣による今後のポーランド経済発展の見通し【28日】

ブダ開発・技術大臣は、プレスとのインタビューで、今はポーランドの経済発展にとって快適な時期ではなく、ポーランドがインフレを抑制すればするほど、経済成長のダイナミクスに影響を及ぼし、未知の部分が多い薄氷の上を歩いているようなものだと言及した。また、対ロシア制裁の範囲とウクライナ戦争の発展の規模は、ポーランドの経済パラメータに影響を与え、紛争の悪化は、投資を揺るがす可能性があると言及した。さらに、同大臣は、3～4か月以上先の経済シ

ナリオを予測することはできないとして、現在の最大の課題は高い電気料金、第二の課題はインフレ対策と経済成長の勢いを維持することと発言した最近、ポーランド投資・貿易庁(PAIH)は、ウクライナで事業を行い、同国の復興に携わる意思を持つ企業を集める作業を開始した。現段階では、化学、建設、製薬、食品など約400社が申請、PAIHは7月末までの申請を待っており、今後、東部市場拡大に向け、各業界が何を必要としているのか等のニーズ調査を企業との間で行う予定である。

マクロ経済動向・統計

ポーランド開発基金総裁による経済予測【25日】

パベウ・ボリス・ポーランド開発基金(PFR)総裁は、新型コロナウイルス感染症の流行時に企業が受けた国家支援について、財政的なシールドの枠組みの中で、35万社もの企業が732億ズロチを獲得、そのうち150社以上が超大手企業であったこと、これらの企業はすべて市場で生き残り、雇用を平均4%増加させ、そのうちの90%は削減を全く行わなかった、これにより、経済状況は安定してきたものの、需要が高い一方で、パンデミックによる減速で供給はまだ十分ではなく、これが現在の高インフレの一因になっていると言及した。

経済予測について、同総裁は、ポーランドは景気後退の脅威にさらされていない、2022年のGDP成長率は4.5%を超え、2023年も1.5%～2.5%のプラス成長であり、最も可能性の高いシナリオは、「ソフトランディング」であり、燃料、ガス、鉄鋼、金属などの高騰はいずれ収束し、それに伴い2023年のインフレ率は10%未満に低下すると予想した。同総裁は現在、国家復興計画からの資金を待っており、7月には投資プロジェクトが開始されると期待しているが、このようなプロジェクトに必要な資金を事前に提供する用意があると明らかにした。

ポーランド産業動向

鉄道分野の協力に関する覚書を締結【24日】

24日、日本の国土交通省とポーランドのインフラ省は鉄道分野に関する協力覚書を締結した。同日、中山国土交通副大臣とビテル・インフラ副大臣はオンラインで署名した。本覚書に基づき、鉄道に関する政策や省エネに関する技術等について情報交換などを通じて、両国の協力関係を一層推進していくことが期待される。

マワシェヴィツェ・ターミナルの拡張【28日】

PKP PLK は、新シルクロード貨物鉄道ルート of 重要な地点であるマワシェヴィツェ・ターミナルを拡張するため、追加融資を手配しています。このプロジェクトには34億ズロチかかるため、同社は国家予算だけでなく、EU 基金からも必要な資金を調達したいと考えている。これが成功すれば、2023年から202

7年にかけて拡張工事が行われ、近代的な物流パークが建設されることとなる。

インフラ省は、この投資により、ハブの積替え能力が2倍、3倍になると見積もっている。これにより、中国から新シルクロード経由で輸送される物資から

の税収も大幅に増加する。今後11年間で、付加価値税からの収入は450億ズロチ以上、関税からの収入は40億ズロチに達する可能性があり、500億ズロチ近い追加収入となる。

エネルギー・環境

PKN Orlen がポーランド初の水素補給ステーションを開設【24日】

PKN Orlen は、ポーランド初の水素補給ステーションをクラクフに開設した。同社によると、燃料はクラクフ西方のトシェビニヤにある水素ハブから供給される。また、同社は2030年までに74億ズロチを投資して100か所以上の水素ステーション網を構築するとしている。次の水素補給ステーションは、ポズナンとカトヴィツェに開設し、ピワとブウォツワヴェクにも設置する予定である。

ポーランドは再生可能エネルギーのEU目標を上回る【28日】

サシン国有財産大臣は、ポーランドの全エネルギー生産に占める再生可能エネルギーの割合が、既にEU目標（15%）を上回り、16%を僅かに超えていると述べた。また、ポーランドはブリュッセルの要求事項を満たしていると繰り返した上で、風力発電所や太陽光発電所を含む陸上と海上のエネルギー源にさらなる投資が計画されていると発言した。その一方で、脱石炭を明確にできるのはポーランドが自国のエネルギー自給を確保できる代替エネルギー源を手に入れたときであり、ポーランドがこの原

料（石炭）を保持し、今日も自由に使えるという事実は、ポーランドのエネルギー安全保障の重要な要素であり、石炭による発電はポーランドのエネルギーミックスの重要な部分であるべきだと付け加えた。同大臣によると、移行燃料としてガスを利用する計画が失敗したため、すぐに（石炭の）採掘量を減らすことは不可能であるという。ポーランドは2050年までに炭素排出量を実質ゼロにするというEUの気候変動目標を達成するため、2049年までに石炭生産を段階的に廃止する計画を依然として持っているが、それまではエネルギーミックスの重要な部分として、石炭の採掘を継続すると述べた。2021年、ポーランドのエネルギーミックスに占める石炭と褐炭のシェアは65%を切り、その割合は数年前から低下している。

航空管制官の労働争議の終結【29日】

29日、ポーランド航空管制局（PANSA）のオレクシャクCEOは記者会見で、航空管制官の労働組合と賃金と労働条件について合意に達したと述べた。当該問題が解決しなかった場合、ポーランドで大規模な欠航が起こることが懸念されていた。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から（1）最終滞在予定国の有効な滞在許可証、（2）ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証（ナショナル・ビザ）、又は（3）同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

（注）：シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国（2020年6月現在）：26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、<http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen.info/golgo13xgaimusho.html> に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4: 退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベバのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引っ越し、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構（以下「機構」という。）へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者（提出期限が令和2年2月末日以降である者）については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：（81）3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正（平成30年）に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

第26回参議院議員通常選挙に伴う在外公館投票の実施について**●選挙日程**

○公示日：令和4年6月22日（水）

○在外公館投票の開始日：令和4年6月23日（木）

※当館の投票期間は、令和4年6月23日（木）から令和4年7月2日（土）まで

※当館の投票時間は、午前9時30分から午後5時00分まで

○日本国内の投票日：令和4年7月10日（日）

●投票に必要なものは、（1）在外選挙人証、（2）旅券等の身分証

【お知らせ】大使館広報文化センターは、5月30日（月）～7月18日（月）の間、改装工事のため休館いたします。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-73 00、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51、Warszawa）

文化行事・大使館関連行事**【開催中】展覧会「日本大工の伝統と職人技」【2022年6月19日（日）～10月16日（日）】**

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「日本大工の伝統と職人技」が開催されます。竹中大工道具館との協力で、日本の大工道具等を紹介する展覧会です。

開催場所：Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細：<https://manggha.pl/wystawa/tradycja-i-kunst-japonskiego-ciesielstwa>

【予定】剣道世界選手権「ヴラティスヴィア・カップ2022」【2022年7月2日（土）～3日（日）】

ヴロツワフ市にて、ポーランド剣道連盟・ヴロツワフ剣道協会主催「剣道世界選手権 ヴラティスヴィア・カップ2022」が開催されます。

開催場所：Hala Sportowa Politechniki Wrocławskiej, Chełmońskiego 12, Wrocław

詳細：<http://www.vratislaviacup.pl/index.php/pl/>

【予定】展覧会「日本の製紙工房」【2022年7月8日（金）～9月15日（木）】

ドゥシニキ＝ズドゥルイ製紙博物館にて、展覧会「日本の製紙工房」が開催されます。日本の伝統工芸品である和紙とその歴史や製紙技術等を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Papiernictwa w Dusznikach-Zdroju, Kłodzka 42, Duszniki-Zdrój

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。
報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。
記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsml@wr.mofa.go.jp)